

**研究報告**

## 大学における教員養成の一考察 ～栄養教諭の配置状況から見える養成と課題～

An Opinion on University Teachers Training ~ Training and issues as seen from the placement of Nutrition Teacher ~

豊田英敏

Hidetoshi TOYODA

## 〈研究報告〉

# 大学における教員養成の一考察 ～栄養教諭の配置状況から見える養成と課題～

An Opinion on University Teachers Training  
～Training and issues as seen from the placement of Nutrition Teacher～

豊田英敏

東京医療保健大学 医療保健学部 医療栄養学科

Hidetoshi TOYODA

Division of Medical Nutrition, Faculty of Healthcare, Tokyo Healthcare university

**要 旨：**平成16年「学校教育法等の一部を改正する法律」<sup>1)</sup>により、管理栄養士や栄養士を養成する大学等で栄養教諭の養成が可能となった。改正の主旨は「児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が生涯にわたる望ましい食習慣を身に付けることが重要である」ことで、その願いの実現のために、新たに栄養教諭制度が設けられたのである。

「栄養教諭」の資格は、「栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教職員」とした。「学校給食を生きた教材として有効活用」して取り組む「食に関する指導」を通して健康で逞しく未来を切り開くことができる児童生徒の育成を推し進めるため、「生きる力を育てる」教育方針の基盤である「食べる力」を育成するものである。その活動を担う栄養教諭の全校配置が望まれる。

しかし、栄養教諭の配置が遅々として進まない。(平成27年度は全国都道府県全てで5,356名<sup>2)</sup>。配置率は全国公立小・中学校数の17%)その要因として、大学の養成課程において「栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する」養成カリキュラムが十分に整備されていない。特に、教育実習が短期間であるため「食に関する指導」の在り方を十分に学べず実践的指導力の基礎力の育成が不十分であること。更に、「管理栄養士・栄養士」との職務上の役割が明確でない等の課題が見える。

これらの課題を是正するには、学校教育において「栄養教諭」の専門性を活かした「食に関する指導」の徹底を図る。この発信が、採用する「地方自治体」の「栄養教諭」配置改善の是正になると考える。また、養成段階で「総合力」つまり栄養に関する専門的力量・教育力・実践力を養成できるカリキュラムの研究開発が不可欠である。特に、教育実習の抜本的改善を図るカリキュラム編成実施を進めることが急務である。

**キーワード：**栄養教諭、栄養教諭の職務・資質、教育制度、教員養成、カリキュラム

**Keywords：** Nutrition Teacher、Duties of Nutrition Teacher、Teaches Training、Educational System、Curriculum

## 1 はじめに

大学における教員養成は、これまでの幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭・養護教諭と共に、平成16年の学校教育法等一部改正により、

管理栄養士や栄養士を養成する大学等で栄養教諭の養成が可能となった。

これは、平成9年「保健体育審議会答申」<sup>3)</sup>の中で、「生涯を通じた健康づくりの観点から食生活の果たす重要な役割の理解の上に、栄養バランスのとれた食生

活や適切な衛生管理が実践されるよう指導することが求められる。」とされ、これまでの学校教育における食指導を認めつつも、これからの充実課題となる「食に関する指導」の重要性を強調し「新たな免許制度（栄養教諭制度）の導入」も視野に入れたことによるものである。

更に、平成16年「中央教育審議会スポーツ・青少年分科会」答申「食に関する指導の充実の必要性」の中では「近年、食生活の乱れが深刻になってきており、望ましい食習慣の形成は今や国民的課題となっている。子どもたちが将来にわたって健康で生活していけるようにするためには、子どもたちに対する食に関する指導を充実し、望ましい食習慣の形成を促すことが重要である。」<sup>4)</sup>とし、「食に関する指導」の更なる必要性を述べている。そして、この指導の充実は「生きる力」の基礎となる健康と体力を育むほか、「食文化の継承」「社会性の涵養」などの効果も期待できるとしている。つまり、学校教育の中で「食に関する指導」を実践し、健康で逞しく未来を切り開くことができる児童生徒の育成を「食育」という面からも推し進めていこうとするものであり、その効果を期待して「栄養教諭」制度が創設されたのである。

しかし、この栄養教諭配置と大学における養成の現状を鑑みると次のような課題が看取できる。「改正食育基本法」<sup>5)</sup>（平成27年9月11日）の前文には「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには何よりも『食』が重要である。」と明記され「食育の推進」が強調されている。だが、「栄養教諭」の制度は創設して以来十数年という年月が経過したにもかかわらず配置が遅々として進まない現状がある。そして、大学における栄養教諭養成課程において理論と実践を融合できるプログラムが整備されていない。中でも実践については一週間という短期間の教育実習で、養成課程で学んだ「食に関する指導」の理論を学校現場で活かしきれずに不完全燃焼で実習が終了してしまう。学校教育現場において栄養教諭が取り組む「食に関する指導」の指導内容を学ぶ時間があまりにも少ない。大学で学んだ理論を実践の場で活かすどころか課題が残ってしまう現状である。また、「管理栄養士・栄養士」の職務上の役割が明確でないことも養成上の課題となっていることが窺える。

そこで、本稿では栄養教諭配置状況や大学における栄養教諭養成課程の実状から概観できる課題を明証し、今後の「栄養教諭」の配置促進や養成課程改善の方策を論考するものである。

## 2 栄養教諭配置上の課題

### (1) 配置状況と課題

平成27年度現在全国の「栄養教諭」配置状況は、表—1<sup>6)</sup>の通りである。

この配置状況からも明示できるように、平成17年度の配置から十数年という歳月が経過しているにもかかわらず遅々として配置改善が図られていない。制度創設年度は4都道府県で34名であり、平成27年度は全国都道府県全てで5,356名と配置校は徐々に増えつつあるが、全国の小中学校数31,085校（平成27年度学校基本調査）<sup>7)</sup>からみれば配置率は17%にすぎないのである。

配置が進まない状況の要因として、「栄養教諭制度の概要」（平成17年文部科学省）<sup>8)</sup>の「配置」の項目において「すべての義務教育諸学校において教材となる給食を実施しているわけではない」ことや、地方分権の趣旨等から、「栄養教諭の配置は地方公共団体や設置者の判断によること」。また、「公立小中学校の栄養教諭は県費負担教職員」であることから、「都道府県教育委員会の判断によって配置される。」などが上げられている。しかし、教育行政の制度上の問題だけでなく、学校教育で「栄養教諭」を核として実践されている「食に関する指導」に格差あることや、家庭や地域を巻き込んだ連携指導が不十分であることも考察できる。

「栄養教諭」創設において田中<sup>9)</sup>は、「栄養教諭制度の実現まで」（50年の歩み）の中で、昭和49年学校栄養職員の人件費国庫負担法組入れが実現して以来、「児童生徒に直接指導していない学校栄養職員」の人件費を国庫負担から除外する旨の言及にも負けず、「全国統一献立」を計画「カレーの日」を実施して、児童生徒には食に対する感謝の思いを育み、社会に対しては学校給食の重要性を訴える取り組みを続けた。「学校教育法等の一部改正する法案」（平成16年）が成立する際にも「なぜ栄養教諭なのか。」「栄養教諭とは何を担当するのか。」等についての意見を丁寧に説明し、食の重要性の発信や「栄養教諭」制度の創設に尽力した。また、足立<sup>10)</sup>は栄養教諭制度実現について

栄養教諭制度の創設は、長い間、学校栄養職員はもとより、多くの管理栄養士・栄養士たちが望んできました。・・・長い道のりの中で、栄養教諭の必要性と可能性を現場からも発信してきました。

私も管理栄養士の一人として、子どもたちの食に深くかかわってきた者の一人として、この制度ができ

て本当によかったと喜んでおります。(足立) (平成17年)や「学習指導要領総則」<sup>12)</sup>(平成20年)において「学校における食育の推進」が示され、「児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣」を身に付け「生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間

と、喜びのコメントを発表している。

その「栄養教諭」創設の理念は、「食育基本法」<sup>11)</sup>

表1 栄養教諭の配置状況(平成17年度～平成27年度)

(単位:人)

都道府県名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 北海道	10	67	194	263	328	362	404	414	426	430	438
2 青森県			6	6	18	21	23	29	31	34	37
3 岩手県			17	32	43	59	74	74	90	93	97
4 宮城県		3	12	25	35	44	54	62	65	69	77
5 秋田県		1	4	8	15	21	25	29	33	41	46
6 山形県		1	5	12	17	34	49	56	55	58	60
7 福島県			12	20	28	27	27	26	23	27	36
8 茨城県		10	20	36	42	47	45	47	90	122	139
9 栃木県			9	22	34	43	43	42	54	63	74
10 群馬県			6	14	19	18	27	34	41	51	59
11 埼玉県		5	10	15	65	115	138	165	187	201	207
12 千葉県		5	10	15	23	38	58	85	130	166	198
13 東京都				5	16	27	36	44	49	54	57
14 神奈川県			8	12	26	40	52	164	163	163	166
15 新潟県			2	32	73	100	119	122	132	141	154
16 富山県		1	4	8	10	20	25	25	27	28	29
17 石川県		4	11	20	30	41	49	55	54	60	62
18 福井県	10	32	30	32	32	32	32	32	32	33	33
19 山梨県			5	5	5	13	21	24	27	28	33
20 長野県			5	20	23	43	41	62	59	91	120
21 岐阜県			4	4	81	97	112	116	116	121	122
22 静岡県				3	5	28	36	46	53	111	132
23 愛知県		10	10	68	73	117	144	161	182	216	260
24 三重県		11	48	72	98	112	115	111	104	98	112
25 滋賀県		4	11	15	20	27	30	35	39	43	46
26 京都府		58	91	122	131	154	156	167	176	177	177
27 大阪府	9	9	20	140	270	385	442	423	420	427	428
28 兵庫県			51	285	312	322	338	331	331	335	329
29 奈良県			10	20	27	30	32	33	37	38	41
30 和歌山県			3	3	10	12	15	20	24	27	33
31 鳥取県			3	3	11	15	19	19	19	15	20
32 島根県			14	29	49	62	61	60	53	47	45
33 岡山県		3	9	21	26	34	41	53	81	106	130
34 広島県			10	10	10	26	26	50	66	85	100
35 山口県		7	16	32	48	63	78	82	89	97	101
36 徳島県		9	17	25	25	25	35	44	49	50	50
37 香川県		5	5	19	41	54	71	74	75	70	72
38 愛媛県		16	41	57	77	85	91	96	98	108	100
39 高知県	5	11	15	19	23	31	41	44	47	51	52
40 福岡県		9	40	70	115	177	213	253	283	300	302
41 佐賀県		3	5	10	17	27	34	42	48	54	52
42 長崎県			12	33	51	68	77	90	104	106	110
43 熊本県			15	30	42	51	67	76	87	94	107
44 大分県			7	14	20	20	23	23	24	22	29
45 宮城県		6	11	16	22	26	28	26	44	64	74
46 鹿児島県		69	144	161	163	162	155	156	167	170	171
47 沖縄県			4	14	14	24	31	40	40	38	39
合計	34	359	986	1,897	2,663	3,379	3,853	4,262	4,624	5,023	5356

(出典 文部科学省健康教育・食育課を基に 拙者作成 2017.5.1)

性」を育むには「栄養のバランス」や「規則正しい食生活」などの指導を重視し「栄養教諭」の専門性を生かし「学校給食」の教育的効果を活用する指導が重要であるとしている。

しかし、創設以前の「食に関する指導」は、学校栄養職員も活用して進められてきたが、法的に職務として位置づいていないこともあり、その取り組みは地域や学校ごとに区々であり、この解決手段として、学校栄養職員の持つ専門的力量と、教育に関する資質を身に付けた「栄養教諭」が直接児童生徒に「食に関する指導」を担えるよう創設されたのである。更に、今日の子どもの食に関する現状は、「生きる力」を育成する上で大きな壁となっている。「生きる力」の基盤は「食育」であり、これを推進することは「国民的課題である」と述べている。

しかし、「栄養教諭」の配置は義務教育諸学校の給食実施状況や「地方分権」の趣旨等から、「県費負担教職員」であるから「地方自治」の裁量に任せるとされてきて、ここに、「栄養教諭」配置が遅々として進まない課題の一つが看取できる。

川越<sup>13)</sup>は、栄養教諭設置の定数については、「『公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律』の一部改正に規定されたが、配置数には問題が残った。」と述べている。まさしく地方自治における財政上の問題からも配置が進まない課題が見えてくる。

これまでに、文部科学省は各都道府県教育委員会教育長宛に「栄養教諭の配置促進について（依頼）」（平成19年・平成21年）<sup>14)</sup>を通知している。その内容は、栄養教諭の配置状況を踏まえながら、「食に関する指導」の充実を図るために「栄養教諭による食に関する指導事例集」等を発行し、配置の促進を依頼している。

また、平成26年度から「スーパー食育スクール事業」<sup>15)</sup>を実施し、「栄養教諭」を中心に外部の専門家等との連携によって地域と共に「学校における食育の充実」を図る事業を展開し、「栄養教諭」の職務の充実と配置促進に努力していることも窺える。

しかし、上記のような促進依頼や事業支援を実施しても、採用が「都道府県の知事裁量」であり「地方の財政」関係している定数は正は遅々として進まない。その実態は表-1の通りである。

先行研究では、「栄養教諭」の配置是正が図れないのは「知事裁量」や「地方の財政」を根拠に述べているが、著者はもう一つ是正しなければならない課題があると考え。現在学校は「食に関する指導」を通して児童生徒の健康の保持増進に努め教育効果を上げて

いる。しかし、その「食に関する指導」の教育効果を地域に発信し「食に関する指導を通じた地域活性化」や、「食習慣の乱れから起こる様々な心身の健康問題の改善に役立つ」まで指導が効果的に運用されなければこの栄養教諭の配置改善は進まないのではないかと考察する。その指導の効果を上げている2校を紹介する。

## (2) 栄養教諭を核とした食に関する指導の実践

学校と地域が栄養教諭の専門的力量を活用して実践した「食に関する指導」の取り組みを2校紹介する。

1校目は、高知県南国市の取り組み<sup>16)</sup>である。学校給食改革を通して、食育を推進してきたことで全国から注目を浴びている。学校給食の改革を町づくりへと発展させ、地元の米を導入した学校給食が一つの町を救ったことだった。

南国市の栄養教諭設置構想は学校給食が起爆剤となって進められ、町づくりと農業復興は総合的な学習の時間での取り組みへと繋がり、地域性の高い食育実践となった。

栄養教諭が中心なり、外部の専門家等と連携し食育を通じた学力向上や健康増進、地産地消の推進に努めた。特に朝食摂取の向上を図るために「わくわく朝食レシピ」を作成し、県内の各小学校、特別支援学校に配布した。献立の発想・食事摂取の感想を児童が記入できるようにして児童自身が「食に関する自己管理」能力を育成している。学校と家庭・地域とが連携して取り組んだ成果であり、まさしく、「栄養教諭」の働きが「食育指導を通じた地域活性化」を図った食育実践であったことが窺える。

2校目は、栄養教諭配置状況が全国で上位に位置する北海道の取り組みを紹介する。

北海道の児童の実態として、学力・体力に憂慮すべき課題があり、その改善策として、食育を足掛かりとして、子どもの生きる力を総合的に高めることを目標に取り組んだ。特に「食事の重要性」と「心身の健康」「感謝の心」を重点とし、栄養教諭を中心とした「校内食育指導体制」を組織し、「食に関する指導」の充実や成果を地域・家庭に普及することを目的とした。栄養教諭の具体的な指導としては、「給食指導時のミニ講話」（食育教科書《副読本》を活用した指導）、「食育授業」（学級担任と協力指導者による食に関する授業を系統的・計画的に実施）《全学年》「食育便りの発行」（食育授業の様子、食に関する情報提供等掲載）等に取り組んだ。その結果、課題であった食習慣の確立改善や体力向上にも成果があったと報告されている。（スーパー食育スクール報告）<sup>17)</sup>

この事例は、学校の教育課題である学力・体力是正に向けて「栄養教諭」がその職務内容である児童の実態から食育全体計画を作成し学校だけでなく家庭・地域と連携を図った食育実践で、まさしく栄養教諭を中核に「食に関する指導を進めた学校課題是正」の成果である。

### (3) 栄養教諭配置是正に向けて

上記の2例は「栄養教諭」配置促進に欠かせない重要な取り組みを意図している。すなわち、「栄養教諭」の配置がどのような教育効果を齎すかその顕彰が重要なのである。教員を一人配置することは、財政難の厳しい地方自治体においては困難な状況である。「食」に関する国家的な危機が迫っていると誰もが感じていても、「学校課題」「家庭課題」「地域課題」が「食に関する指導」を通して改善される成果が、見えなければ、人件費に見合える費用対効果を発揮できなければなかなか困難な状況である。そして「栄養教諭」の職務内容が従前の「管理栄養士・栄養士」でも補えるものであるなら、わざわざ人件費を費やすことはないと考えられる。だからこそ、従前の「管理栄養士・栄養士」ではできない、「専門的力量」と「教師としての指導力」を備えた栄養教諭が「食に関する指導」を充実して地域活性化や学校課題是正を全国的に展開する必要があると考察できる。確かに「管理栄養士・栄養士」も、学級担任や教科担任と連携して授業に関わることや職を通して児童生徒に望ましい食習慣の実践力の育成は指導できる。しかし、それはあくまでも教育指導の一場面であって「栄養教諭」が実践する「食に関する指導」は、食に関する指導の全体計画を基にした意図的・計画的・継続的な指導であり、前述の教科指導に関わることも含め、校内の教職員の共通理解を深め連携して学校組織の中で教育指導を推進できる職種なのである。そして、その実績が栄養教諭配置是正に繋がると考察できる。なお、前述の教材となる学校給食が全校で実施されることも配置促進の大きな力になると考察できる。

## 3 大学における栄養教諭養成の課題

### (1) 先行研究から概観できる課題

栄養教諭養成上の課題を先行研究から概観すると、現在実施されている栄養教諭養成大学におけるカリキュラムは大きく3分類できる。(川越<sup>18)</sup>)

- ① 教育力を備えた養成（お茶の水大・奈良女子大）—「教職教養科目・家政学的教養重視型」この内容の重点は「広く知識を授け、知的、道徳的

かつ応用力」を重視しているカリキュラムである。

- ② 実践力を備えた養成（京都女子大学）—「調理健康系知識・技能重視型」この内容の重点は、コース別に養成を実施し、確かな専門性と技術力が求められるカリキュラムである。
- ③ 栄養士力を備えた養成（女子栄養大学）—「栄養士養成の知識・技能・実習重視型」この内容の重点は、教養科目群の科目配置が極端に少なく、専門教育重視のカリキュラムである。

これらを分析すると、それぞれの大学の使命によってカリキュラム編成がなされており「総合的な能力」つまり「教育力・実践力・栄養士力」のすべてを備えたカリキュラム編成は実施されていないことが考察できる。

ここに、栄養教諭養成上の課題が概観できる。「栄養教諭」の求める「教員像」は、教諭としての人間力と教育指導力、そして管理栄養士としての専門的な力量と教育的に個別指導できる「教師像」なのである。「教師力の育成」や「管理栄養士力育成」のどちらかに偏重する養成ではなく、「栄養教諭」創設の主旨を捉えた養成を実施することが重要なのである。栄養教諭が教諭として確立するためにも総合的な能力の育成を目指すカリキュラムの研究開発が急務である。

### (2) 栄養教諭養成カリキュラム「教育実習」の課題

栄養教諭養成において看過できない養成カリキュラムがある。養成において実践知と理論知を育む「教育実習」についてである。初等中等教員養成においては、その養成段階で「実践的指導力」の基盤づくりに重要であるとして教育実習の日数を増やし、学校現場で学べる機会を増やしている。しかし、「栄養教諭」教育実習は一週間という短期間の実習に規定されている。教育実習先学校現場からの声として「なぜ一週間なのか。」「せっかく学校という現場を知れた矢先にもう実習が終わる。」「せめてあと一週間実習期間を延ばせないのか。」という意見を教育実習協力校校長から著者自身数多く聞いた。

なお、本学の教育実習を体験した学生は下記のように感想を述べている。

- ・30数名の児童がいるクラスの中で、一人一人の児童に対して個別対応で向き合うことのできる先生の技量に圧倒されました。
- ・一週間の実習期間はとても短く、一週間では学べることのできない現場であると感じました。
- ・児童に伝えることの難しさ、教えることはただ知識を伝えるだけでなく自ら考えさせ、自らの力で

- 解決させることで知識となることを感じました。
- ・給食の業務と授業の両立は大変であると感じた。
  - ・栄養教諭の仕事内容は給食の管理だけでなく、他にも多くの事務作業があることを知った。

これらの感想は、学校現場の教育指導を肌で感じたものである。いわゆる序章である。教師という憧れに対する感想であり、児童生徒に関わってその一面を観察した感想である。一週間という短期間の実習は、大学での授業で学んだ理論を実習の中でどう生かし、教員はどのように教育指導を実践しているのか深くその指導を見ることはできないと捉えることができる。

並河<sup>19)</sup>は、教育実習一週間の制度について「栄養教諭は、全学年を対象とした食に関する指導」に携わっていることを鑑みると、実習期間が一週間という経験では「6学年まで全て」の経験を積むのは「困難である」と述べている。また、石川他<sup>20)</sup>は、教育実習を実施した学生に対するアンケートから「栄養教諭取得の理由」を尋ねると「ライセンスとして」が全体の6割を超え、「栄養教諭」を目指している学生の2割弱でそれをはるかに超えていると報告している。これは、一つには、学校現場において「栄養教諭」養成を受け入れる準備がまだ充分にできていないことが伺われる。二つは、「栄養教諭」という職業に対する学生のキャリアイメージが定着していないからであると考察できる。大学における授業の中で、職業としての栄養教諭の職務への理解を深めることも重要である。学校現場で勤務するには、「管理栄養士・栄養士」という職で十分自己の目的を達成できていると考える学生が多いからである。故に、「5日間の教育実習に対する満足度」のアンケート結果は「適切」と「不足」が共に5割程度の回答であった。このことは、まさしく上記の課題を顕著に表したものであると考察できる。

教員として必要な「実践的指導力」育成のために「教育実習事前・事後指導」・「教職実践演習」・「教育実習」・「学校ボランティア」・「フィールドスタディー」等々その取り組みと講義内容は多々ある。初等中等教員養成における学生は、現場経験の中で子どもを通して教員の職務・資質・学習指導・子どもとは何かを学び、現場で感じた課題を大学に持ち帰って研究実践し教員としての資質・能力を高めようとしている。しかし、「栄養教諭」養成のための教育実習は一週間で、その全てを獲得させようとしている。が、「孤食」・「個食」・「偏食」・「アレルギー対応」等々の食に関する指導の山積する課題を、学校現場では給食指導や食育指導を通して具体的にどのように取り組んでいるのか、実践から多くのことを学び、それを大学の学びに活かし充実させる。それは、「栄養教諭」の

資質・能力を身に付ける基盤であり重要な事柄であり、短期間の実習では習得は難しい。真に「望ましい食習慣を身に付けることが国民的課題」であるならば、「栄養教諭」の教育実習一週間のカリキュラムを早急に抜本的に改善すべきであると考察できる。

## 4 まとめと考察

「栄養教諭」創設は、「食に関する指導」の重要性を鑑み、関係者の弛まない努力と、叡智の結晶によって45年の歳月を経て実現したものである。しかし、配置上・養成上の課題はこれまで答申や先行研究等を基に述べてきたように多岐に渡る。

これらの課題を是正するには、まず、「栄養教諭」の専門性を活かし、栄養教諭を含めて学校が中心となり「食に関する指導」の重要性を発信し充実して、成果が見える「食育をととした学校・町づくり」を実践することである。いわゆる学校における知的財産の活用を学校の内外に効果的に活用することである。そのような実践が数多く取り取り組まれるならば「栄養教諭」の重要性が増し、その課題解決が図られるからである。「栄養教諭」は、これからの学校教育の要であり、推進者にならねばならないからである。

しかし、平成28年度教員採用選考試験要綱から募集人数を概観すると、関東一都六県では、東京都0人、神奈川県0人、千葉県0人、栃木県0人、群馬県0人であり、かろうじて埼玉県10人、茨城県9人の募集程度である。まさしく、この状況からでは食の課題に対応できる「食育指導のプロ教師」を育成することも、学校現場への配置も進まないと考察できる。

この現状を改善するためには、「栄養教諭」に対するキャリアイメージの向上を図るのもその解決策の一つであると考察できる。

その為にも、養成段階で「総合力」つまり「教育力・実践力・栄養士力」を養成できるモデルカリキュラムの開発をすべきであると考え。特に実践知と理論知の往還は初等中等教員養成において「実践的指導力」のみならず「省察」できる教員養成に効果的であるといわれている。そのことも踏まえ、栄養教諭教育実習の抜本的改善を図るカリキュラム編成を進めることが急務であると考え。

平成28年8月2日「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が設置され、「教員養成の全国的な水準の確保」「教職課程で共通的に身に付けるべき最低限の学修内容」（教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討委員会 文部科学省<sup>21)</sup>が検討されている。この検討委員会のコアカリキュラム提示の

中に、栄養教諭の実践知「教育実習」の改善がどのように提案・提示されるべきか研究し、大学側から「栄養教諭」養成の充実に繋る提案ができる研究を推進していきたい。

### 参考文献・資料

- 1) 学校教育法の一部を改正する法律  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1359105.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1359105.htm) (2017.5.2)
- 2) 文部科学省健康教育・食育課  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/08040314.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040314.htm) (2017.5.2)
- 3) 保健体育審議会答申 平成9年  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_hoken\\_index/toushin/1314691.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_hoken_index/toushin/1314691.htm) (2016.5.2)
- 4) 中央教育審議会の構成及び最近の審議状況 (平成17年2月)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1345874.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1345874.htm) (2016.5.1)
- 5) 改正食育基本法 (平成27年9月)  
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/law/law.html> (2017.5.1)
- 6) 平成17年～27年度の栄養教諭の配置状況 (平成27年4月1日現在)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/08040314.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040314.htm) (2017.5.2)
- 7) 文部科学省「平成27年度 学校基本調査」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm) (2017.5.1)
- 8) 「栄養教諭制度の概要」(平成17年文部科学省)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/eiyou/04111101/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/04111101/003.htm) (2017.5.1)
- 9) 田中 信「栄養教諭制度の実現まで」(50年の歩み) 社団法人全国学校栄養士協議会編「季刊栄養教諭2006」p26～29
- 10) 足立 己幸『「栄養教諭」とはなにか なにが期待されているか」[女子栄養大学出版部] (2014) p1～2
- 11) 食育基本法 (平成17年)  
[http://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/iken/pdf/syoku\\_suisin.pdf](http://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/iken/pdf/syoku_suisin.pdf) (2017.5.1)
- 12) 文部科学省 学習指導要領総則 (平成20年)
- 13) 川越 有美子「栄養教諭創設過程にみる意義と課題」教師教育 (2015) P14～18
- 14) 文部科学省「栄養教諭配置促進について」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/eiyou/1279734.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/1279734.htm) (2017.5.1)
- 15) 文部科学省「スーパー食育スクール」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/eiyou/1279734.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/1279734.htm) (2017.5.1)
- 16) 文部科学省「スーパー食育スクール報告」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/eiyou/1279734.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/1279734.htm) (2017.5.1)
- 17) 文部科学省「スーパー食育スクール報告」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/eiyou/1279734.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/1279734.htm) (2017.5.1)
- 18) 川越 有美子『栄養教諭養成におけるカリキュラム開発研究』(風間書房) (2015) p246～251
- 19) 並河 信太郎「栄養教諭養成にかかる 栄養教育実習の現状と課題」2010
- 20) 石川顕子・藤原尚子・田淵満子・山下静江「栄養教諭養成課程における現状と課題」くらしき作陽大学研究紀要 (2014) P 78～81
- 21) 文部科学省「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討委員会」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1376303.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1376303.htm) (2017.4.30)